

第23号様式の3(第17条の2関係)

事業所を有するものは、当該法人課税信託の効力が生ずることとなった場合において、当該効力が生じた日から二月以内に第二十三号様式の三による申告書を県税事務所長に提出しなければならない。

第十七条の二第二項中「前項」を「前各項」に、「ときは」を「場合」当該法人課税信託について信託の終了があつた場合又は当該法人課税信託が法人課税信託に該当しなくなつた場合においては、「第二十三号様式の四」を「第二十三号様式の三」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 法人課税信託について新たな受託者が就任した場合には、当該就任した受託者は、当該就任の日から二月以内に第二十三号様式の三による申告書を県税事務所長に提出しなければならない。

3 法人課税信託について受託者の任務が終了した場合には、当該任務の終了に伴い当該信託事務の引継ぎをした受託者(当該引継ぎの直前において当該法人課税信託の受託者が二以上あつた場合には、その主宰受託者は、当該引継ぎをした日から二月以内に第二十三号様式の三による申告書を県税事務所長に提出しなければならない。

4 一の法人課税信託の受託者が二以上ある場合において、その主宰受託者の変更があつたときは、その変更前の主宰受託者及びその変更後の主宰受託者は、それぞれその変更の日から二月以内に第二十三号様式の三による申告書を県税事務所長に提出しなければならない。

第二十三号様式の三を次のように改める。

法人課税信託の効力の発生等に係る申告書		フリガナ 主たる事務所又は 事業所の所在地	フリガナ フリガナ	電話番号()
奈良県 県税事務所長 殿		フリガナ	フリガナ	
奈良県税務条例施行規則第17条の2の規定により、申告します。		法人の 名称又は氏名	フリガナ	(印)
代表者の 氏 名		フリガナ		
法人課税信託の名称				
法人課税信託の効力が生じた 日	法人課税信託の信託期間	法人課税信託の契約等に定め る計算の期間		
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
申告事項	① 法人課税信託の効力が発生に係る申告(第17条の2第1項) ② 新たな受託者の就任に係る申告(第17条の2第2項) ③ 受託者の任務終了に係る申告(第17条の2第3項) ④ 主宰受託者の変更に係る申告(第17条の2第4項) ⑤ 申告した事項の変更等に係る申告(第17条の2第5項)			
奈良県税務条例施行規則第17条の2第2項から第4項までの規定に基づき申告をする場合は、下記の欄に記載してください。				
フリガナ				
① 引継ぎをした者の名称又は氏名 (第17条の2第2項及び第3項)				
② 引継ぎを受けた者の名称又は氏名 (第17条の2第2項)				
③ 変更前の主宰受託者の名称又は氏名 (第17条の2第4項)				
④ 変更後の主宰受託者の名称又は氏名 (第17条の2第4項)				
① 就任の日(第17条の2第2項)	年 月 日			
② 引継ぎの日(第17条の2第3項)	年 月 日			
③ 変更の日(第17条の2第4項)	年 月 日			
① 就任の理由(第17条の2第2項)				
② 任務の終了の理由(第17条の2第3項)				
③ 変更の理由(第17条の2第4項)				

奈良県税務条例施行規則第17条の2第5項の規定に基づく申告をする場合は、下記の欄に記載してください。	
申告事由	① 申告した事項に変更が生じたため ② 法人課税信託が終了したため ③ 法人課税信託二階しなくなったため
変更年月日	年 月 日
変更事項	変 更 前 変 更 後
備 考	

注1 法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、当該法人課税信託の信託事務を主宰する受託者(以下「主宰受託者」といいます。)が申告してください。

- なお、主宰受託者以外の受託者については、その名称又は氏名及び本店所在地又は住所を備考欄に記載してください。
- この申請書には、次に掲げる書類を添付してください。
 - 奈良県税務条例施行規則第17条の2第1項の規定による申告に係る場合には、法人課税信託の契約書の写し(その他法人課税信託の効力の発生及び本店所在地又は住所を備考欄に記載する書類)
 - 奈良県税務条例施行規則第17条の2第2項の規定による申告に係る場合には、新たな受託者の就任の事実を証明する書類
 - 奈良県税務条例施行規則第17条の2第3項の規定による申告に係る場合には、受託者の任務の終了の事実を証明する書類
 - 奈良県税務条例施行規則第17条の2第4項の規定による申告に係る場合には、主宰受託者の変更の事実を証明する書類
 - 奈良県税務条例施行規則第17条の2第5項の規定による申告に係る場合には、同条第1項から第4項までの規定に基づき申告した事項の変更の事実、法人課税信託の終了の事実又は法人課税信託に該当しなくなった事実を証明する書類

第二十三号様式の四を次のように改める。

第23号様式の4 削除

附 則

この規則は、平成十九年九月三十日から施行する。

奈良県住みよし福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を()に公布する。

平成十九年九月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十四号

奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則(平成七年七月奈良県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第 一 号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第二号第八項各号に掲げる営業」を「第二十八号第一項に規定する第一種金融商品取引業」に改める。

附則

この規則は、平成十九年九月三十日から施行する。

奈良県営自転車競走実施規則及び奈良県営自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十五号

奈良県営自転車競走実施規則及び奈良県営自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則

(奈良県営自転車競走実施規則の一部改正)

第一条 奈良県営自転車競走実施規則(昭和四十年十二月奈良県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第一条第六項」を「第三条」に、「自転車競技会(以下「競技会」といふ)を「競技実施法人(法第三十八号第一項に規定する競技実施法人をいう。以下同じ)に改める。

第八条第一項中「競技会」を「競技実施法人」に、「あてる」を「充てる」に改め、同条第二項中「競技会」を「競技実施法人」に改める。

第十二条中「競技会」を「競技実施法人」に改める。

第十四条第一項第一号中「日本自転車振興会(以下「振興会」といふ)を「競輪振興法人(法第二十三号第一項に規定する競輪振興法人をいう。以下同じ)に改める。

第二十四条 第二十条及び第三十二条中「第五条」を「第六条」に、「振興会」を「競輪振興法人」に改める。

第三十八条の見出し中「手続き」を「手続」に改め、同条第一項各号列記以外の部

分中「振興会」を「競輪振興法人」に、「競技会」を「競技実施法人」に改め、同項第一号中「振興会」を「競輪振興法人」に改め、同条第二項中「競技会」を「競技実施法人」に改め、同項第三号中「振興会」を「競輪振興法人」に改める。

第四十条第二項中「振興会」を「競輪振興法人」に、「競技会」を「競技実施法人」に改める。

第四十一条第一項第三号中「振興会」を「競輪振興法人」に改める。

第四十二条第三号中「第五号」を「第六号」に、「振興会」を「競輪振興法人」に改める。

第六十条第二項第一号中「振興会」を「競輪振興法人」に、「第五号」を「第六号」に改める。

第六十二条第一項中「法第六号の規定により」を削る。

第六十四条第一号を次のように改める。

一 法第十号各号に掲げる者

第六十四号中第六号を第八号とし、第一号から第五号までを、号すつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 国會議員

三 競輪施行者たる地方公共団体の議会の議員

第六十五号中「第五号」を「第七号」に改める。

第六十六条ただし書中「第六十四号第六号」を「第六十四号第八号」に改める。

奈良県規則第十六号

郵政民営化法等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

郵政民営化法等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(昭和六十二年十二月奈良県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第七号の二又は第八号」を「第九号又は第十号」に改める。

附則

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

郵政民営化法等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

奈良県規則第十六号

郵政民営化法等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

郵政民営化法等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(昭和六十二年十二月奈良県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五条様式の注の5中「ひび」を「郵便局の職員が職務上必要な事項を調査するに当たって必要とする事項」に改める。

第七号様式の注の6中「ひび」を「郵便局の職員が職務上必要な事項を調査するに当たって必要とする事項」に改める。

第九号様式の注の5中「ひび」を「郵便局の職員が職務上必要な事項を調査するに当たって必要とする事項」に改める。

第十四号様式の注の2中「ひび」を「郵便局の職員が職務上必要な事項を調査するに当たって必要とする事項」に改める。

第十四号様式の注の5中「ひび」を「郵便局の職員が職務上必要な事項を調査するに当たって必要とする事項」に改める。

第十四号様式の注の5中「ひび」を「郵便局の職員が職務上必要な事項を調査するに当たって必要とする事項」に改める。

第十四号様式の注の5中「ひび」を「郵便局の職員が職務上必要な事項を調査するに当たって必要とする事項」に改める。

第十四号様式の注の5中「ひび」を「郵便局の職員が職務上必要な事項を調査するに当たって必要とする事項」に改める。

第十七号 第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。」に改める。
 (市町村長等の事務の申請、報告等に関する規則の一部改正)
 第三条 市町村長等の事務の申請、報告等に関する規則(昭和三十一年四月奈良県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第三号様式中

郵便回数	普通郵便	特定期間郵便	郵便
学 校	小学校	小学校	校

を
 学 校
 小 学 校
 校

に改める。

(奈良県土採取規制条例施行規則の一部改正)

第四条 奈良県土採取規制条例施行規則(昭和四十九年九月奈良県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

(奈良県会計規則の一部改正)

第五条 奈良県会計規則(平成七年三月奈良県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項第七号中「郵便はがき」を「郵便葉書」に改める。

第四十三条第二項中「郵便局若しくは」を削る。
 附則
 この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

奈良県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。
 平成十九年九月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十七号

奈良県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

奈良県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例(平成十九年七月奈良県規則第五号附則第一項に規定するその他の改正規定)の施行期日は、平成十九年九月三十日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

奈良県告示第二百二十五号

昭和三十九年四月奈良県告示第一号(分任出納員への事務の委任)の一部を次のように改正し、平成十九年十月一日から施行する。
 平成十九年九月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

表競輪場に勤務する出納員の項中「自転車競技法」を「競輪場の入場料及び自転車競技法」に、「第六条及び第七条の規定による入場料及び車券発売金」を「第八条の規定により発売する車券の発売代金」に改める。

県営水道企業管理規程

奈良県営水道企業管理規程第三号

奈良県営水道会計規程(昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第四号)の一部を次のように改正する。
 平成十九年九月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

別表第一資産勘定の部中「遊園地管理費」を削る。

附則

この規程は、平成十九年十月一日から施行する。

教育委員会規則

奈良県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十九年九月二十八日

奈良県教育委員会委員長 上 堅 道 善

奈良県教育委員会規則第一号

奈良県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

奈良県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(昭和五十六年三月奈良県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「信託法」(大正十一年法律第六十二号)第六十六条を「公益信託(関スル法律(大正十一年法律第六十二号)以下「法」といふ。)」第一条に改める。

第二条第一項第一号中「信託行為」の下に「の内容を示す書類」を加え、同項第五号中「置く」を「指定する」に改め、同項第九号中「後二年」を「当初の信託事務年度及び翌信託事務年度(信託事務年度の定めがない信託にあつては、引受け後二年間)」に改める。

第三条中「引受」を「引受け」に改める。

各 課
 水道局
 各出先機関

第四条第一項中「年度」を「毎信託事務年度」に改め、「翌年度」を「翌信託事務年度」に改める。

第五条中「年度終了後」を「毎信託事務年度終了後」に改め、「年度」を「信託事務年度」に改める。

第六条中「年度」を「信託事務年度」に改める。

第七条の見出しを「(信託の変更に係る書類の提出)」に改め、同条第一項を次のように改める。

受託者は、特別の事情が生じたと認めるときは、次の各号に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- 一 信託の変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表

第七条第二項中「信託事項」を「信託」に、「前項」を「同項」に改める。

第十六条第一項を削り、同条第二項中「遅滞なく、信託終了報告書に前項第一号及び第二号並びに信託行為所定の手続を経たことを証する書類を添付して」を「終了後一月以内に、信託の終了事由を記載した書類を」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加え、同条を第二十九条とする。

2 清算受託者は、信託の清算が終了したときは、清算終了後一月以内に、信託終了報告書に次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に報告しなければならない。

- 一 信託の清算が終了した日の属する信託事務年度の事業状況報告書及び収支決算書
- 二 信託の清算終了時における財産目録
- 三 残余財産の処分に関する書類

第十五条を削る。

第十四条第一項中「信託法第六十七条及び第六十九条第一項」を「法第三条及び第四条第一項」に改め、同条第二項中「信託法第六十九条第一項」を「法第四条第一項」に改め、同条第三項中「信託法第六十七条」を「法第四条第一項」に改め、同条を第二十八条とする。

第十三条を第二十七条とし、第十二条を第二十六条とする。

第十一条の見出し中「申請」を「請求」に改め、同条第一号中「事由」を「理由」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の四条を加える。

(信託管理人の辞任の許可の申請手続)

第二十二條 信託管理人は、辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 辞任しようとする理由を記載した書類
- 二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 三 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(信託管理人の解任の請求手続)

第二十三條 委託者又は他の信託管理人は、信託管理人の解任を請求しようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 解任を請求する理由を記載した書類
- 二 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(新たな信託管理人の選任の請求手続)

第二十四條 利害関係人は、新たな信託管理人の選任を請求しようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類
- 二 新たな信託管理人となるべき者の就任承諾書、履歴書及び印鑑証明書

(公益信託の終了の請求手続)

第二十五條 委託者、受託者又は信託管理人は、信託の終了を請求しようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 信託の終了を請求する理由を記載した書類
- 二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 三 残余財産の処分の見込みに関する書類

第十条を削る。

第九条の見出し中「申請」を「請求」に改め、同条中「その相続人」及び「教育委員会に対し」を削り、同条第一号中「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条を第十四条とし、同条の次に次の六条を加える。

(新たな受託者の選任の請求手続)

第十五條 委託者、信託管理人又は運営委員会等の構成員(以下「利害関係人」といふ。

(は、新たな受託者の選任を請求しようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 受託者の任務終了の事由を記載した書類
- 二 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類
- 三 新たな受託者となるべき者の就任承諾書、履歴書及び印鑑証明書

四 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

(信託財産管理命令の請求手続)

第十六條 利害関係人は、信託財産管理者による管理を命ずる処分(以下「信託財産管理命令」といふ。)を請求しようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に請求しなければならない。

- 一 受託者の任務終了の事由を記載した書類
- 二 信託財産管理命令を請求する理由を記載した書類
- 三 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

(保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請手続)

第十七條 信託財産管理者は、保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとするときは、許可申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類
- 二 許可を受けようとする理由を記載した書類

2 前項の規定は、保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産管理人について準用する。

(信託財産管理者等の辞任の許可の申請手続)

第十八條 信託財産管理者は、辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 辞任しようとする理由を記載した書類
- 二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

三 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、辞任の許可を受けようとする信託財産管理人について準用する。

この場合において、前項第三号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産管理者等の解任の請求手続)

第十九条 委託者又は信託管理人は、信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 解任を請求する理由を記載した書類
二 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。この場合において、前項第三号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産法人管理命令の請求手続)

第二十条 利害関係人は、信託財産法人管理人による管理を命ずる処分(以下「信託財産法人管理命令」という。)を請求しようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に請求しなければならない。

- 一 受託者の死亡の事実を記載した書類
二 信託財産法人管理命令を請求する理由を記載した書類

三 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

第八条第一号中「事由」を「理由」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

第八条第三号中「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(検査役の選任の請求手続)

第十三条 委託者又は信託管理人は、検査役の選任を請求しようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 選任を請求する理由を記載した書類
二 検査役の選任に関する意見を記載した書類

第七条の次に次の四条を加える。

(信託の変更の許可の申請手続)

第八条 受託者は、信託の変更の許可を受けようとするときは、許可申請書に次の各号

に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

一 信託の変更を必要とする理由を記載した書類

二 信託の変更をする根拠となる信託法(平成十八年法律第百八号)の規定(同法第百四十九条第四項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類
三 信託の変更を記載した書類及び新旧対照表

2 前項の信託の変更が公益信託の事業内容の変更に係るものである場合は、同項各号の書類のほか、変更後の事業計画及びこれに伴う収支予算書、その他教育委員会が必要と認める書類を添付しなければならない。

(信託の併合の許可の申請手続)

第九条 受託者は、信託の併合の許可を受けようとするときは、許可申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 信託の併合を必要とする理由を記載した書類
二 信託の併合をする根拠となる信託法(同法第百五十一条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類

三 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

四 信託法第百五十二条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他信託法で定める信託の併合の手続を経たことを証する書類

2 第二号第一項第五号から第十号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第九号中「引受け」とあるのは、「信託の併合」と読み替えるものとする。

(吸収信託分割の許可の申請手続)

第十条 受託者は、吸収信託分割の許可を受けようとするときは、許可申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 吸収信託分割を必要とする理由を記載した書類
二 吸収信託分割をする根拠となる信託法(同法第百五十六条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類

三 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
四 信託法第百五十六条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他信託法で定める吸収信託分割の手続を経たことを証する書類

(新規信託分割の許可の申請手続)

第十一条 受託者は、新規信託分割の許可を受けようとするときは、許可申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 新規信託分割を必要とする理由を記載した書類
二 新規信託分割をする根拠となる信託法(同法第百五十九条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類

三 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
四 信託法第百六十条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他信託法で定める新規信託分割の手続を経たことを証する書類

2 第二号第一項第五号から第十号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第九号中「引受け」とあるのは、「新規信託分割」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)
1 この規則は、平成十九年九月三十日から施行する。

(奈良県教育委員会の所管に係る奈良県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)

2 奈良県教育委員会の所管に係る奈良県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成十八年十二月奈良県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表奈良県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の項中「第十三条」を「第二十七条」に改める。

県議会規程

奈良県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

奈良県議会議長 辻本 黎 士

奈良県議会規程第一号

<p>の総額</p> <p>円</p>	<p>奈良県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程 奈良県議会の議員の資産等の公開に関する規程（平成七年十月奈良県議会規程第一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二條第二項中「第二條第一項第六号」を「第二條第一項第五号」に改め、「株券」の下に「金銭信託」を加え、同條第三項中「第二條第一項第六号」を「第二條第一項第五号」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改め、同條第四項から第七項までの規定中「第二條第一項第七号」を「第二條第一項第六号」に改める。</p> <p>「郵便貯金」</p> <p>第一号様式の4中「預金・貯金・郵便貯金」を「預金・貯金」に改め、 「郵便貯金」 注 通常</p> <p>の総額</p> <p>円</p> <p>を削る。</p> <p>郵便貯金を除く。 第一号様式の5を削る。</p> <p>第一号様式の6の注中「社債券」や「社債券 金銭信託」及び「総額」や「総額（金銭信託については、元本の総額）」を削り、同様式中の5と7、7から10までの5を削る。</p> <p>「郵便貯金」 注 通常</p> <p>第二号様式の4中「預金・貯金・郵便貯金」や「預金・貯金」を削る。 「郵便貯金」 注 通常</p>	<p>郵便貯金を除く。 第一号様式の5を削る。</p> <p>第一号様式の6の注中「社債券」を「社債券 金銭信託」に、「総額」を「総額（金銭信託については、元本の総額）」に改め、同様式中の5と7、7から10までの5を削る。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成十九年九月三十日から施行する。ただし、第一号様式の4及び第二号様式の4の改正規定は、平成十九年十月一日から施行する。</p>	
---------------------	---	--	--

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇(代)

印刷

株式会社春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七三(代)

本誌は再生紙を使用しています。